らば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$M_{21} = 0.019$

$M_{22} = 0.019$

$N_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$O_{21} = 0.019$

$O_{22} = 0.019$

$P_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$Q_{21} = 0.019$

$Q_{22} = 0.019$

$Q_{23} = 0.019$

らば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$M_{21} = 0.019$

$M_{22} = 0.019$

$N_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$O_{21} = 0.019$

$O_{22} = 0.019$

$P_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$Q_{21} = 0.019$

$Q_{22} = 0.019$

$Q_{23} = 0.019$